

大分県報

令和五年
第四二二号
六月三十日

（金曜日）

目次

規則	大分県行政組織規則の一部改正	一
公安委員会規則	大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正	一
告示	大分県道路交通法施行細則の一部改正	二
告示	保育士の登録に係る手数料の徴収事務の委託	三
解除予定保安林	解除予定保安林	三
知事管理漁獲可能量の設定	知事管理漁獲可能量の設定	四
知事管理漁獲可能量の一部変更	知事管理漁獲可能量の一部変更	四
道路区域の変更	道路区域の変更	四
監査委員告示	外部監査人補助者に関する告示	五
警察本部訓令	警察本部訓令	五
大分県警察公印管理規程の一部改正	大分県警察公印管理規程の一部改正	五
公告	落札者等の公示	五
正誤	正誤	六
規則	令和五年三月三十一日付け大分県報号外（四一）に登載の大分県訓令甲第二号ほか（大分県個人情報に関する規程の制定）中の訂正	六
規則	大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。	

令和五年六月三十日

令和五年六月三十日

大分県規則第三十九号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項の表の企画振興部の項中「政策企画班」の下に、「新総合計画班」を加える。

附則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

○公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月30日

大分県公安委員長 板井良助

大分県公安委員会規則第9号

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）に規定する事務の部を次のように改める。

国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）に規定する事務	第4条第3項	指定に関する意見
	第6条第2項において準用する第4条第3項	指定の有効期限の延長に関する意見
	第7条第2項において準用する第4条第3項	指定の取消しに関する意見
	第9条	規制対象財産等に係る行為の許可
	第12条第1項	許可の条件の付加及び変更
	第14条	許可の取消し

大分県報（規則・公安委規則）

第16条第1項	債務の履行の禁止命令
第16条第3項	債務の履行の禁止命令の取消し
第17条第1項	規制対象財産の提出命令及び仮領置
第22条第1項	更に反復して財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限に係る命令
第22条第2項	再び財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限に係る命令

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

大分県公安委員会規則第10号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第8号中「ひんばんな」を「頻繁な」に、「魚つり」を「魚釣り」に改める。

第20条第10号中「自動車から速隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

第22条の3第1項中「自動車等」の次に「（法第84条第1項に規定する自動車等という。第33条において同じ。）」を加える。

第32条の3の見出しを「（特定小型原動機付自転車運転者講習等）」に改め、同条第1項中「自転車運転者講習受講申請書」を「特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「第27号様式の9」を「第27号様式の10」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習を受けようとする者は、自転車運転者講習受講申請書（第27号様式の9）を公安委員会に提出しなければならない。
 第33条第1項第2号中「自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）」を「自動車等」に改める。

第24号様式の2中「四輪・二輪・原付」を「四輪・二輪・一般原動機付自転車」に改め

る。
 第27号様式の8中「自転車運転者講習受講申請書」を「特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書」に改める。

「
 第15号
 第27号様式の9中「第108条の2第1項第15号」を 第108条の2第1項
 第16号」
 に改め、
 同様式を第27号様式の10とし、第27号様式の8の次に次の1様式を加える。

自転車運転者講習受講申請書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

住所
氏名
受講申出者
生年月日

道路交通法第108条の2第1項第16号に掲げる講習を受講したいので申し出ます。

講習日	年 月 日
講習場所	
手数料欄	

備考 手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付けること。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第二百八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり保育士の登録に係る手数料の徴収事務を委託した。

令和五年六月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 受託者の住所及び名称

東京都千代田区麹町一丁目六番地二
社会福祉法人日本保育協会
理事長 大 谷 泰 夫

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

大分県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和五年六月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五三六六番四・五三六六番五・五三六六番一五から五三六六番一七まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五三六六番一、五三六六番一三、五三六六番一四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和五年六月三十日

大分県報（公安委規則・告示）

大分県告示第二百九十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和五管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和五年六月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和五管理年度（令和五年七月一日から令和六年六月三十日までの期間をいう。）における法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第一 まさば及びごまさば太平洋系群

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県まさば及びごまさば漁業区分

現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

大分県告示第二百九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第五項の規定により、知事管理漁獲可能量の設定（令和五年大分県告示第百五十五号）の一部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和五年六月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第一及び第二を次のように改める。

第一 くらまぐろ（小型魚）

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県くらまぐろ（小型魚）漁業区分

三・九トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 三・九トン

第二 くらまぐろ（大型魚）

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県くらまぐろ（大型魚）漁業区分

七・八トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 七・八トン

大分県告示第二百九十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第五項の規定により、知事管理漁獲可能量の設定（令和四年大分県告示第百五十七号）の一部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和五年六月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第一を次のように改める。

第一 まあじ

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県まあじ中型・小型まき網漁業区分

二、五八〇トン

大分県その他のまあじ漁業区分

現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 三千四百トン

大分県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道新城山香線	豊後高田市新城字久保田一八二番一地从先から豊後高田市梅木字ホリタ一四二一番四地先まで	前	メートル 二五・五 五・八	メートル 七二一・八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	メートル 一一七・〇 八・二	メートル 五一六・〇	
	豊後高田市新城字上ヤシキ一四九四番四から豊後高田市梅木字ホリタ一四二一番一まで	前	メートル 一一七・〇 八・二	メートル 五一六・〇	
		後	メートル 一一七・〇 八・二	メートル 五一六・〇	

○監査委員告示

大分県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項後段の規定による監査の事務の補助についての外部監査人との協議が、次のとおり調った。
令和五年六月三十日

大分県監査委員	長谷尾 雅通
大分県監査委員	長野 恭子
大分県監査委員	古手川 正治
大分県監査委員	吉村 哲彦

一 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
染矢 堯志	大分市東春日町六一六アステイオン春日八〇七
丹宗 英樹	大分市東鶴崎三丁目四番一四号
膳所 雄一	大分市新町七番二三―一二〇二号サーパス大分新町レジデンス

土井良 由美子 福岡県福岡市南区多賀一丁目三二一八
谷畑 香奈子 大分市大字駕野八四二番地の一七

二 監査の事務を補助できる期間
令和五年七月一日から令和六年三月三十一日まで

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第27号

警察本部 警察学校 警察署
大分県警察公印管理規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。
令和5年6月30日
大分県警察本部長 種田 英明

第11条第3項を次のように改める。
3 電子公印の使用状況については、出力状況等を記録するとともに、必要に応じて確認できるように保存するための措置を講じなければならない。
附 則
この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。
令和五年六月三十日
大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量
大分県警察情報管理システム用サーバ等 一式
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県警察本部警務部情報管理課
大分市大手町三丁目一番一号

○正 誤

令和五年三月三十一日付け大分県報号外（四一）に登載の大分県訓令甲第二号ほか（大分県個人情報管理に関する規程の制定）中の訂正

二	下	右から一五	指導	指導等
ページ	段	行	誤	正

三 落札者を決定した日

令和五年五月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

四十五万四千四百四十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和五年四月四日

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年六月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県警察情報ネットワーク用通信機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部警務部情報管理課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和五年六月五日

四 落札者の氏名及び住所

N E C キヤピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 齋藤 義弘

福岡県福岡市中央区天神一丁目十番二十号

五 落札金額

百三万八千四百円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和五年四月四日